



平成 25 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 清 水 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 豊 島 勝 一 郎
(コード番号 8 3 6 4 東証第 1 部)
問 合 せ 先 理 事 総 合 統 括 部 長 藪 崎 文 敏
(TEL 0 5 4 - 3 5 3 - 5 1 6 2)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である株式会社生活創庫が、平成 25 年 5 月 1 日付で静岡手形交換所より取引停止処分を受けたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 商 号 | 株式会社生活創庫 |
| (2) 所在地 | 静岡県浜松市東区中郡町 1 1 8 8 |
| (3) 代表者の氏名 | 堀之内 九一郎 |
| (4) 資本金 | 0 円 |
| (5) 事業の内容 | 中古品小売業 |

2. 同社に対する債権の種類及び金額（平成 25 年 5 月 1 日現在）

貸出金	578 百万円
リース債権	8 百万円
合 計	586 百万円

3. 当該事実が当行の業績に及ぼす影響

上記債権額につきましては、担保及び引当金により全額保全されていますので、平成 25 年 4 月 26 日に公表いたしました業績予想に変更はありません。

以 上